(公社)日本医業経営コンサルタント協会 会長 川原 丈貴

令和7年度 継続研修実施にあたっての運用方針

主催 運 用 方 針 1 ①研修受講条件の均等化、研修負担軽減の為、定額制による受講時間無制限によるオンデマンド型インター ネット配信を実施する。 協 会本部 ②医業経営コンサルタントとして修得すべき知識・技能・手法等のスキル特性に応じてカテゴライズした研 修カリキュラムとプログラムの体系化を拡充する。 ③ハード、ソフト、メタ各ステージの定義に基づくカリキュラム編成とテーマ別プログラムとの連関によ り、職務能力開発の志向性と受講動機に応じた研修内容の接近と選択の整合化のさらなる改良を図る。 ④本部主催の継続研修コンテンツの提供は、3年前後の運用サイクルを以って、所要のプログラムの履修が 漏れなく・重複なく・全体を網羅できるよう、カリキュラム最適化とコンテンツ開発の両立を推進する。 ⑤ 医業経営に有効的かつ効率的な成果創出に寄与する論理、思考、道筋、手順、手法、事例等、実際的なコ ンサルティングの現場で活かせる技能の向上を重点に、修得効果に優れるプログラムを開発し提供する。 ⑥国全体で取り組まなければならない医師の働き方改革の推進に、様々な立場からの取組を支援するキーパ ーソンとして真に希求されているアドバイザー能力を集中的に開発する研修を強化する。 ⑦ オンライン診療、AI 問診票等の新たなサービス価値や先端的に知見を学び、医療現場の価値創造に繋がる プログラムを充実する。 ⑧以下の各研修や履修認定対象となる行事等を実施する。 ・新入会員研修(東京)・個人研修(動画配信) ・日本医業経営コンサルタント学会(11月13日~14日/香川) • 海外視察研修 ・医業経営セミナー、他 • 国内視察研修 2 (1) 各支部の実情に応じ可能な範囲内で実施する。

協会支部

- ・各地区または複数隣接支部での共催実施についても積極的に推進する。
- ・継続研修実施の際は、継続研修規程、その他の関係諸規則を遵行する。
- (2) 実施にあたっての留意事項
 - ① 継続研修は、開催日の2ヶ月前までに継続研修実施申請書を協会本部に提出し、教育研修委員会の審査を 経て承認を得る。
 - ② 支部研修は、原則として支部が主催し、履修認定を要する会員からは規定に則った受講料を徴収する。
 - ③ 賛助会員と共催する医業経営セミナーを継続研修(履修認定)とする際は、賛助会員と調整のうえ、①と同様に継続研修実施申請書を協会本部に提出し、教育研修委員会の審査を経て承認を得る。
 - ④ 地域特性に着眼した医療・介護・福祉施設の実地研修によって、実際の様子の見聞と理解を深める機会を拡充する。
 - ・施設見学の履修認定は、実時間とし、上限は3時間とする。
 - ・国内視察研修を実施する際、自支部の都道府県以外の施設等を対象先とする場合、当該施設が所在する都 道府県支部との情報共有や調整を図り、支部相互間の合同研修による交流機会創出を積極的に展開する。
 - ⑤ 支部ビデオ研修 (DVD) について
 - ・支部ビデオ研修は、開催日1ヶ月前までに、ビデオ研修実施届出書を協会本部に提出、承認を得る。
 - ・「協会支部におけるビデオ研修の実施要綱」に則して実施する。
 - ・ビデオ研修の履修認定時間の限度は、会員1人当たり1年間で計12時間とする。

3

主催 運 用 方 針

- (1) 継続研修を実施する際は、継続研修規程、その他の関係諸規則を遵行する。
- (2) 継続研修を主催する団体は、開催日の2ヶ月前までに、継続研修実施申請書を協会本部に提出し、教育研修委員会の審査を経て承認を得る。
- ※ 施設見学の履修認定は、実時間とし、上限は3時間とする。
- ※ 海外研修の履修時間は、実時間とし、上限は20時間とする。実施後は、当協会規程に基づき、報告書を提出する。
- ※ 団体の会員以外の受講を認めない研修の申請、当協会の会員に受講機会の不均等が生じる研修の申請は、継続研修の履修認定を認めない。

本欄掲載の学会・セミナー・展示会等は、本人が参加した事実を客観的に確認できる参加証・領収証などの 書面の写し等を協会本部に提出することによって、履修時間として認定する。 最新情報は、当協会ホームページに掲載しています。

建 R7.4 月現在情報/開催予定日等は変更になる場合もあります。

		開催す足日等は変更になる場	
学会・セミナー・展示会	履修時間	開催予定日	場所
医療経済学会総会・研究大会	3時間	9月6日	東京
医療関連サービス振興会 シンポジウム	3時間	未定	未定
医療関連サービス振興会 月例セミナー	各2時間	(1回の受講につき)	
医療情報学連合大会	3時間	11月12日~15日	兵庫
医療の質・安全学会学術集会	3時間	11月8日~9日	京都
国際モダンホスピタルショウ	2時間	7月16日~18日	東京
国立病院総合医学会	3時間	11月7日~8日	石川
全国国保地域医療学会	3時間	10月3日~4日	和歌山
全国自治体病院学会	3時間	10月30日~31日	群馬
全国有床診療所連絡協議会総会	3時間	未定	未定
全日本病院学会	3時間	10月11日~12日	北海道
日本医療・病院管理学会学術総会	3時間	10月4日~5日	東京
日本医療・病院管理学会 例会	各2時間	(1回の受講につき)	
日本医療機器学会大会	3時間	6月12日~14日	神奈川
日本医療経営学会 夏季セミナー	3時間	6月14日	大阪
日本医療経営学会学術集会・総会	3時間	11月7日~8日	北海道
日本医療情報学会春季学術大会	3時間	7月3日~7月5日	宮城
日本医療情報学会看護学術大会	3時間	6月27日~28日	鹿児島
日本医療法人協会 全国医療法人経営セミナー	3時間	11月15日 (予定)	三重
日本医療バランスト・スコアカード研究学会	3時間	8月9日	東京
日本医療福祉設備学会	3時間	未定	未定
日本医療マネジメント学会学術総会	3時間	7月18日~19日	宮城
日本クリニカルパス学会学術集会	3時間	10月17日~18日	富山
日本在宅医療連合学会大会	3時間	6月14日~15日	長崎
日本救急医学会総会・学術集会	3時間	10月28日~30日	大阪
日本歯科医療管理学会総会・学術大会	3時間	7月19日~20日	沖縄
日本診療情報管理学会学術大会	3時間	8月28日~29日	埼玉
日本精神科医学会学術大会	3時間	10月15日~17日	愛媛
日本精神科救急学会学術総会	3時間	10月16日~17日	群馬
日本人間ドック・予防医療学会学術大会	3時間	8月22日~23日	京都
日本病院会 医療安全管理者養成講習会(3 クール)	各3時間	(各クール修了につき)	
日本病院会 医療安全管理者養成講習会アドバンストコース	各3時間	(各コース修了につき)	
	各3時間	 (各コース修了につき)	
日本病院会病院長・幹部職員セミナー	3時間	未定	未定
日本病院学会	3時間	7月24日~25日	長崎
独立行政法人福祉医療機構 福祉・医療経営セミナー	各2時間	(1回の受講につき)	

※上記項目以外の都道府県の行政機関、公的機関、医療関係団体等が主催するシンポジウム、セミナー等については、「学術集会等 履修認定基準・運用方針 学術集会等参加報告・履修認定申請書(別紙①参照)」を提出し、教育研修委員会の個別審査を経て履修認定を行うこととする。

主催

運用方針

◇ 登録更新事項

- (1) 各登録期間に必要とされる継続研修の履修時間は次のとおり。
 - ① 第1回目及び第2回目の登録期間 (3年)、また第3回目の登録期間 (4年) は100 時間。このうち本部及び支部主催の継続研修は30時間以上。
 - ② 第4回目の登録期間(4年)は80時間。このうち本部及び支部主催の継続研修は24時間以上。
 - ③ 第5回目以降の登録期間(4年)は60時間。このうち本部及び支部主催の継続研修は18時間以上。 ただし、上記②と③の適用は、平成24年4月1日以降に認定登録 医業経営コンサルタントである者。
- (2) 登録更新にあたり、規定調整後の履修時間を超えて履修した時間数は、繰越すことができる。ただし、その時間数は、更新後の初年度分にまとめて加算されるものとし、次のとおりとする。
 - ① 必要履修時間数が100時間の場合は、規定調整後100時間を超えた時間数のうち、25時間を限度。
 - ② 必要履修時間数が80時間の場合は、規定調整後80時間を超えた時間数のうち、20時間を限度。
 - ③ 必要履修時間数が60時間の場合は、規定調整後60時間を超えた時間数のうち、15時間を限度。

◇ 主な履修時間認定対象事項

- (1) 協会認定の本部・支部・団体が主催する各継続研修の講師を務めたとき、その<u>講義時間数×2</u>を履修時間とする。
- (2) 「継続研修の履修時間等に関する取扱細則」第5号アに明記された行政機関・医療関係団体等、また、 "履修認定学会等"として認定している学会等の主催機関・団体が開催する学会、講演会、研修会、セミナー、シンポジウム等で講師を務めたとき、その<u>講義時間数×2</u>を履修時間と認定する。ただし、<u>年間計 12 時間を限度</u>とする。この場合、医業経営に関する専門技術的知識等にかかるものであり、かつ 肩書きに当協会の「認定登録 医業経営コンサルタント」が明示されていること。(履修時間の申請時には、講師要請書等の証明となる文書等を提出すること。)
- (3) 機関誌 J A HMC に投稿し、「<u>寄稿」として掲載されたものは、1回につき5時間、年間計10時間を限度とする。</u>
- (4) その他、「認定登録に関する規程」に基づく、行政機関・医療関係団体等が発行する機関誌への投稿の 掲載(1回につき2時間)および書籍の執筆(1書籍につき3時間)は、<u>それぞれ年間計12時間を限度</u>とする。この場合、医業経営に関する専門技術的知識等にかかるものであり、かつ肩書きに当協会の 「認定登録医業経営コンサルタント」が明示されていること。(履修時間の申請時には、証明となる文書や掲載誌等を提出すること。)

※ 詳細は『継続研修ハンドブック』等で確認してください。

1登録期間内の 必要履修時間に 下記の本部・支部主催 研修の履修時間が必須

- ・履修時間 100 時間の うち、30 時間以上
- ・履修時間 80 時間の うち、24 時間以上 ・ 関係時間 60 時間の
- 履修時間 60 時間の うち、18 時間以上

主な研修種別 時間数制限(規定調整) 履 個人研修(動画配信)(本部研修) 年間上限50時間 修 見 学 視 察 研 施 設 修 1登録期間内での 上 履修認定時間の上限は \mathcal{O} 海 外 研 各 20 時間 修 (主催機関によらず 制 研修種別の合計でみなす) 履 修 認 定 学 会 鴎 ビデオ研修(本部・支部研修) 年間上限 12 時間

- ※ 新入会員(初めて認定登録 医業経営コンサルタントになった会員)は、「新入会員研修(4時間)」(本部主催研修)を初回登録期間内に履修する義務があります。履修しないと登録更新できません。
- ※ 詳細は、『継続研修ハンドブック』及び、定款・規則類集の「認定登録に関する規程」等を参照ください。
- ※ 当運用方針は、当協会ホームページ内「研修・セミナー・学会」の「本部継続研修」ページでダウンロード(PDFファイル)できます。